



おるわけでありませう。

○小川(豊)委員 今の連合会の赤字は、ことに共済の仕事をしておる連合会が赤字を持つことは、非常に不安を与えるし、信用の問題も出て来ると思ふわけでありませう。この赤字はむしろ制度から出て来る問題であつて、経営のずさんその他から出て来る問題ではないのか。これは農林省の方として急速に解決する必要があると思ふ。

もう一つお尋ねしたいのは、共済の方、水稲とか陸稲あるいは蚕繭、麦、家畜、こういうふうになつておるが、このほかにも、たとえば菜種とか、大豆とかあるはかんしよとか、落花生とか、果によつて非常に農民の経済を支配しているものがあると思ふ。そういう点からいふならば、これは単にこういうふうに限らず、もつと共済の適用を受けられるものを拡大すべきではないか、こう考へておるのだが、これについて農林省の方としてはどういふお考えを持っておりますか。

○久米説明員 この制度につきましても、衆参両院の農林委員会におきましても小委員会をつくり、制度の根本的改正について御検討になつておりますが、ただいま御指摘の問題も、衆議院の方でその問題を取上げられまして、菜種とか大豆とかいふものについて、何らかの措置が必要ではないかという御提案があるわけでありませう。これを受けて、現在農林省の中に災害補償制度を審議する協議会を設けまして、鋭意検討中でございます。まだ中間的な結論も出ておらない実情でございますが、一応現在の水稲、陸稲、麦、蚕繭、これは強制

保険をやつておるわけでございます。その他の特殊農作物につきましては、いわゆる任意共済という形で一応できる形になつておりますが、御承知の通り、これには再保険措置がございせんので、危険分散上危険がございまして、なか／＼進展しない。そこで当面問題になつておりますのは、菜種と大豆でございます。菜種につきましては福岡県で試験的に実施しております。大豆につきましては長野県でやはり試験的に任意共済の形でやっておりますが、何分危険分散が十分でないの、思ふように合理的に運用できないので、弱つておるわけでございます。問題点といたしましては、菜種にしても、大豆にしても、価格の変動が非常に大きな幅であるわけでございます。そういう意味で保険の限度にいつても相当検討を要すべきではないかというふうに考へております。

それからかんしよ、落花生というような問題につきましては、損害評価の技術上困難があるという問題がございませう。なお検討途中で結論を得ておらないわけでございます。

○小川(豊)委員 あなたの方で研究しておられるというなら非常にけっこうですが、この問題はまた損害評価の上にいる／＼技術問題もあると思ふけれども、こうした共通のものばかりでなく、その地域によつて農家の経済を非常に強く支配しているかんしよとか菜種、落花生、大豆というようなものはまだほかにもあると思ひますが、こうしたものを単に任意共済だけで行く、経営の上からいつてもどうかと思はれる。これはやはりそういう適用が受けられるように、急速に研究を願う

べき筋合いではないかと私は思ふわけでありませう。この点について御努力願ひたい。

さらにこの共済についての損害の問題ですけれども、今度も十二億不足が生じているわけでありませう。作報の調査と政府のあなたの方で決定するものと、それから各県の損害評価というものがあつて、そういうものととの調整は今どういふふうにとつておられるか。私もよく見ると、農家の方は損害を非常に多くとつて出ている。それをそのままとり得ないというところは認められぬけれども、これに對して損害がこういふふうに出て来る、あるいは作報の調査、あなたの方のそれに對する決定、こういうものの調整はどういう形でやつておられるか、この点をお尋ねいたします。

〔千葉委員長退席、内藤委員長代理登壇〕

○久米説明員 損害評価の問題でございますが、御指摘の通り、この評価の問題につきましては、まだ／＼この措置といたしましては不十分でございます。現在やつておるやり方といたしましては、共済団体それぞれにおきましていろいろ／＼評価上の苦心をしておられるわけでありませう。末端から上つて参りましたものを県単位に調整いたしまして、県単位に客観的な資料として一応作報の資料をとりまして、これは実収高が出て参りますが、共済制度の関係では減収量が現れて来るわけでありませう。それを実収に換算し直しまして、県単位に比較してある幅の中に落ちるのが妥当ではないかという観点に立ちまして、査定と申しますと磨擦がございませうが、農林省の見解を示し

て、それと納得の行く範圍において調整をするというやり方をとつておるわけでありませう。

ただこれについては末端の数字と相対的な食い違いが出て参るのと、県単位ではある程度の合理的な調整がつくわけでございますが、細部に至りますと、いろいろ／＼問題がございまして、どうせ査定をしなければならぬといひますれば、なるべくもつと下の段階、たとえば郡段階でありませうとか、可能ならば町村段階でありませうとか、例の制度改正の審議会におきましても、できるならば町村段階で客観資料と比較できるようにしたらどうかという御意見が強く出ておるわけでございます。現在はやはりせい／＼郡段階におきまします客観資料というふうなことが当面可能な問題ではないだろうか。

現状ではそこまでも参りませんが、県段階で全体の数字の合理性を検討するといふようなやり方になつております。従ひまして、細部に至りますといふ／＼まだ問題が残つておるわけでございます。特に作報それ自体につきましても、農家のいろいろ／＼な感情がございまして、ただ作報の数字だけで機械的に切るといふような感じを共済関係者においても持つておるわけでありませうが、必ずしも機械的にその数字だけで切つておるわけではないのでございませう。

○小川(豊)委員 いま一点お尋ねいたします。この共済組合が建物共済をやつておると思ふのですが、これはもちろん民営のものだと思ふ。そのほか何か農協の方にもう一つの共済制度があつて、建物共済や何かをめぐつて相当競合したいなものが出て問題が起つておるといふことを聞いておるのだが、この建物共済というのはいくどいふ制度になつておるのか、その点と、それからその問題があるのか、ないならばどう調整するの、あるならばその点をどう調整するかということ、その点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○久米説明員 この建物共済問題はいろいろ／＼むずかしい経緯があるわけでございますが、建前上申し上げますと、農業災害補償法によりまして任意共済という形で農家の建物の共済ができるようになつております。それから協同組合関係におきましても共済の規定によりましてこれをやつておつたわけでありませうが、ただ監督規定が十分でないこと、先国会で監督規定を整備されたわけでございます。従ひまして、規定の上では両者が実態はできるような形になつております。ただ従来までは主として農家の建物につきましても、共済関係の方が相当大きな実績をもつてやつて来ております。若干そこに競合問題がございまして、いろいろ／＼問題になつておるわけでございますが、ただ農業共済に即して申し上げますと、さつき任意共済の際に申し上げましたように、現在は任意共済につきましても、農家の危険分散しかできておりませんので、再保険機関のないところ、建前上から申し上げても、あるいは制度の上から申し上げても、再保険措置がないといふことが一つの欠陥になつておるわけでございます。そのために共済金額が非常に低い形でしか実施できないといふのが実情でございます。

○内藤委員長代理 井上良二君。

を伺いたいのですが、この農業共済の歳入補填の十二億圓を、今度新しく一般會計から二十八年度及び二十九年年度において支払い保険金の確定の結果、十二億不足するからという御説明をなさつておられる。ところがいろいろ調べてみると、この十二億圓というのは、実は二十九年度分には全然関係のない金であります。二十八年度の跡始末のために使う金ではないかと思うのであります。そういうことになつていないのですか。

○山本政府委員　まず第一点の私がここにごく短時間しかいないという点で

ございいますか、実はたまたま参議院の本会議におきまして緊急質問があるはずでございます。これは社会党右派の方から洞爺丸事件について緊急質問がございいますので、そちらに出ることになっておりますのであります。実は大臣が当然出るわけでございますが、大臣は予算委員会の方に行っておりますので、そういう関係でございいますから、ひとつ御了承を願いたいと思ひます。ただいまお話の十二億の今度追加する分は二十八年度分ではないかというお話でございいますが、その通りでございます。今年度の予算といたしましては五十五億を当初計上してございいますが、これも二十八年度分の穴埋めという意味で計上してあるのでございまして、今度さらに十二億追加する分も二十九年度に計上するのではございますが、二十八年度分の不足補填の意味でございいます。

○井上委員　そうすると、この二十九年度分の農業災害による再保険料の関税は一体どうするつもりでありますか。私ども関税と云うことによりま

と、二十九年度の農業共済の再保険料を完全早期にこれを支払うためには、約五十八億七千万円ほどと推定をしておりますが、どういふわけですか、今年度はもう保険金は支払わぬのですか。

○山本政府委員 保険は保険事故が発生すれば払わなくてはならぬのでありまして、決して払わないという意味ではございません。今年度分につきましては、もしも支払う基金がない場合には、農中等からの借入れで一時まかないまして、今年、前年度の赤字といいますが、不足を補填いたしまして、そういう意味におきまして来年度において今年度の不足を計上するつもりでおるのであります。

○井上委員 法律の建前から当然本年発生いたしました分についても、かように年度末において補正予算が計上されまします以上は、本年度災害に対する再保険料の早期支払いということが、供米促進の上からも、当然必要な措置となつて来るにかかわらず、これに対する資金的、予算的措置を何ら考えていない。今御説明によると、本年度支払いたしましたときは、中金その他の融資によつて行つた、こういうことを申しておるのではありませんが、それははなはだしく法律を逸脱した行き方であつて、融資によつてやるというような規定は法律上どこにもありません。そんなことは政府の一方的なやり方であつて、われわれがしるうとの立場から計数を推定しても五十八億くらいいるということが大體推定されておる。専門家である

あなた方は財政に通じており、そのまた仕事をやられておるあなた方といましては、当然これだけの金が本年早期支払いをしなければならぬということになつておる場合は、今日計数が明らかに大體推定される場合は、当然それは予算化すべきであります。予算化せずにそれを金融に持つて行こうというのは、一体どこに法規的根拠がありますか、それを明らかにしてもらいたい。

○村上政府委員 ただいまの御質問、確かに十月十五日の作報によりまして、五、六十億の赤字が予想されるということになつております。しかしながら最終的にその保険金の支払い総額がきまりますのは、十二月の作報によりまして二月になつて初めてきまるのでございまして、現在大體の予測はついておりましても、確定的な数字は出ておりませんので、これを予算化するとは差控えたのでありまして、現実の問題といたしましては、農民に対する支払いといたしましては、農業共済基金というものがございまして、それが一時立てかえて支払う。これは去年、昭和二十八年度の災害におきまして、昭和二十八年度の災害におきまして、農民各位に対しては支障なく保

險金、共済金の支払いをいたしてありますので、この場合もそうしました数字が確定しておらぬという前提からいたしまして予算化しなかつたようなわけでございまして。

○井上委員 予算でございしますから、的確に数字の確定をする必要はありません。およその想定によつてやつて一向さしつかえありません。従つて今お話のように十月末における作報の案情

から考え、かつ損害の査定から考えて大體五、六十億の再保険料を支払わなければならぬということが明らかになつております以上は、当然予算化すべきであります。予算化せずにそれを金融の措置に持つて行こうというのは政府の一方的な便宜主義である。そう解釈して一向さしつかえないと思う。この補正予算が提出されずにずつと年度末まで当初予算で行きますならば、私はあえてさうなことは申しませんが、ここに農業共済保険に關係した補正予算を提出する以上は、当然それはそれに含めて本年度災害における保険料の分も含めて計上するのが、財政当局として当然とらなければならぬ処置でないか、それをどういふわけであらぬかということですよ。それは私の質問は誤つておるとお考えでありますか、専門家であるあなた方ひとつお答えをお願いいたします。

○村上政府委員 今井上先生のおつしやいましたように、予算というものは決して一銭一厘まではつきりきまつていなくても大體の見積りとして組むものではございまして数字の確定してないときに膨大な金を固定化したしますというところは、非常に困窮な立場からいつても困難な場合におきまして、もしも他に国民各位に御迷惑をかけなくとも済みましますところの便法がございしますときには、それはあとから予算化しますという手段も普通行われておるものでありまして、そういう意味におきまして確かに井上先生のおつしやる方法もいふ方法だろつと存するのでありますけれども、この場合の政府の措置も決して間違つておると思はないのであります。

○井上委員 それでは何いいますか、融資によるというのですが、どこかの融資なんですか。あなたはたゞいま農業共済基金があるから、昨年も政府から中金の方へ話をして中金の金を農業共済基金に流した。だから本年もそういう措置を考へておるからわかりません。が、あのやり方というものは一体安当な処置とお考えになりますか。そもその農業共済基金制度を設けましたのは、いわゆる各連合会における通常災害の場合の支払いに實際困難を生じて、連合会みずからどうにもならぬという一つの救済的な意味において基金制度というものは設けられておる。これはあとからいろいろまたこの問題について質問をいたしますけれども、そういうものを政府の再保険支払いの名において肩がわりさすというところに一つの大きな問題があらはせぬかと思ふことが一つ、それから中金の金を資金にまわすことによつて、中金が去年二銭四厘ですかの利子でもつて基金にこれを貸し付けておる。ところが基金は、これを連合会に対して一銭七厘で貸しつけておる。それでは一体その利子やはどうするのですか。当然基金としましては利子の損失補償をしてもらわなければならぬ問題が起つて来ます。かような問題が発生して来ます。そうしますと本年政府がやろうとする、このさしあたり早期に完全支払いをせなければならぬ部分について、昨年のような措置をかりにとるといふことに仮定をいたした場合、この利子は一体どうするのです。そうして依然として中金から農業共済基金に資金を貸し付けておるという行き方をとりましますか、それとも新しく政府資金を直接に基金

に流そうといたしますか、どちらの方法をお考えになつておりますか。

○村上政府委員 ただいまの井上先生のお話でございしますが、まずこの農業共済基金を使うことは、その本来の趣旨ではないのじやないかというお話でございしますが、確かにさうかもしれないのでございしますが、従来農業共済基金がないときにおきましては、もしこの農業共済基金に不足がございまして、支払いを翌年度まで延ばしておつたのでございしますが、それでは農民の方々に非常な迷惑をかけますので、この農業共済基金を使つて、農林中金なり何なりの資金を流して年度内に支払わせる、こういうふうな制度になつて来ましたのは、この被害者の農民に対する便宜を考へた措置であらうと私は思うのであります。従つてその制度本来の趣旨にはたがうにしても、その意味において許さるべきものではないかと思ふのであります。

第二点の利息の点につきましては、確かに逆さやになつて、その利子につきましては、去年もさうでございしましたが、今年も政府から補給いたすつもりでございまして。

第三点の農林中金を通じて資金を貸すか、それとも政府が直接資金を貸すかという問題でございしますが、先生がおつしやいますところの問題がいわゆる農業共済基金の資金のコストの問題であります。今申し上げましたように、利子を政府から補給するといふ前提に立ちますと、どちらの方法によつても同じことではないかと思ひます。

○井上委員 政府が予算化をいたしますなら、当然利子補給なんという問題

は起つて来ないのです。予算化しないところ、利子補給という問題が起つて来ているわけですね。政府は予算化をきつて利子補給することがいいとお考えになりますか。一体そんな財政の立て方、経済のやりくりがありますか。いる金がわかつておつて何とかしなければならぬということになつておるのだから、やむを得ず金に頼つて肩がわりしようとするのでしよう。そうなら当然補正予算に計上しておけばいいのです。私がかりに計算をした分によつても、五十八億という大きな金でございまして、利子だけでもわずかに数箇月で少くとも七、八千万円払わなければならぬことになるのですよ。あなたの方の処置を得ないためにわれ／＼は余分な金を七、八千万円払うことになりまして。そんなべらぼうなことがあります。正当な手順によつて補正予算に計上されないというのなら、それはやむを得なかつたということであつて、われ／＼も納得をしましうが、補正予算が提案をされておるときに、当然計上すべきものをせずして、われ／＼国民に別に利子を七、八千万円も負担さす、一体そういう措置がありますか。政務次官はそういう処置でいいとお考えになりますか。これは政府の責任においてお答え願ひたい。

問題となる農民に御迷惑をかけなければという方法もこの際認められるのじやないか、こういうふうにご考慮おる次第であります。

○井上委員 私は言葉を返すようですけれども、補正予算において新規的な事業計画を要求して、それを予算化しないとかどうとかいうことで、私があなたの方に御質問申し上げておるのではないのです。法律の規定によつて当然もらうべき権利を持つておる農民の保険料を何で予算化しないか。今やつておけば利子を払わないでも済むのに、今その手続をしないで来年度にこれをもち込むために、ここに七、八千万円も利子を別に負担しなければならぬことになるじやないか、このことを私は聞いています。私も、新規的に事業をやめるために何で予算化しないかという事となら、あなたの方が今御答弁されましたように、それは一兆円のわくがあつて越すから困るということが言ひ得られるのであります。他の諸経費についてはそれ／＼新規予算のものが相当含まれておるのじやないですか。その方は平気でふくらしておいて、法律の命ずるところの農民のもらうものについては予算化せず、そして一般国民から不必要な七、八千万円という金利を何ゆゑに特殊な金融機関に払わなければならぬか。われ／＼はさような負担をかぶせられることに満足はできません。これは政府の予算的措置がよろしきを得ないという結果から来ているのじやないか、そうお考えになりますか。

○村土政府委員 貴録が足りないかも知れませんが、私がお答えしてもほかの方がお答えしても同じかと思ひますので、申し上げます。要するに、問題は来年の二月になりませんと確定しない。これは現在でも予想できるんだからというお話でございましてと思ひますが、確定しておりません。経費にこれだけ巨額な金を固定化するという問題と、それから不必要な利子を払うではないかという、その二つの価値判断の問題だろふと思ひます。先ほどから何度も申し上げましたように、当然の権利を持つております農民各位にはこの方法によつて、ともかくも共済金の支払いだけはできる、そうしてあとは五、六十億の金額を固定化するか、それとも利子を支払うか、こういう価値判断の問題になります。その場合いろいろの立場の見方がございまして、われ／＼の立場の立場の立場の立場からいろいろやり方が絶対開通しておるといふわけには参らぬのではないかと、こういうふうにご考慮しております。

○井上委員 それは支払いを受ける金額が確定しないから、従つて予算化するものが困難だということは一應了解いたしました。私も補正予算が今日提案せられなければ、それはその点で了承しますが、当然補正予算が今日提案せられて国会の審議を得ようという場合に、予想される本年度災害に對して完全早期の支払いをいたさなければならぬ現状にありますから、そうした見込みにおいて予算を計上して一向さしつかえない。しかば政府が提出しております予算というものは、すべてのものが確定した根拠の上に立つておるかといへば、そうばかりもいへません。それはいろいろの事案を参考にい

たしまして、お互いの能力の最大限における見込み予算でありまして、そういうりくつはこれは成り立たぬといふことでもあります。これ以上あなたと議論しても仕方がないから進めますが、そうするとやはり今年は去年と同じように中金を通して農業共済に入れようというのですか、具体的にはどうですか。

○村土政府委員 大体そういうふうにご考慮しております。

○井上委員 そうしますと、その利子はやはり去年と同じことになりませんか。

○村土政府委員 利子は農業共済再保険特別会計で負担することになつております。

○井上委員 なります。金利はやはり二銭四厘ということになりますか。

○村土政府委員 大体そういうことになつて了解いたしました。

○井上委員 そうしますと、やはり共済基金の方は一銭七厘で貸して、中金は二銭四厘で貸す。その差額は再保険で持つ、こういうことですか。それは何で政府の持つております別の資金をお出しになります。私の調べたところによると、二十八年度において政府は一銭七厘でもつて基金に金を貸し付けております。一銭七厘で貸す金があるのに、何で二銭四厘の高いものを基金に貸して、そして再保険においてそれだけの損害を、利子の損失補償をしなればならぬか。

○村土政府委員 たいだいま、大体去年と同じようにならうと申し上げましたのは、要するに、農林中金から農業共済基金を通じて、この共済組合連合会に流す、このルートを申し上げた

のでありまして、その農業共済基金に出し得る農林中金の資金源が農林中金の本来の資金であるか、あるいはたえば、先生のおつしやいますように、政府の指定預金を流しまして、それによつて安い資金コストの金を貸すかというところにつきましては、なおよく研究したいと存じておりますが、ただ、現在そういうルートでもつて、農民各位の、先生のおつしやいますところの、当然の権利のあるところの基金を支払うというところのルートだけは現在予定しておる、こういうふうにご了解願ひたいと思ひます。

○井上委員 主計局長が見えましてから、次長に責任のある答弁を伺いたいのですが、たいだいま農業再保険の損失補償に対する法律案を質問をいたしておりますが、たいだいままで審議しておりますところでは、二十八年度の災害の損失の穴埋めのために十二億繰入れるので、本年の分は全然考えられておりません。ところが、すでに供米は確定し、従つてその損害査定もほとんど進んでおります。すでに政府の手元には、本年度早期完全支払いに充てる再保険料がおよそ予想されております。その予想されておる金額は五、六十億であるということがいわれております。そういうことが明らかになつておりますのに、それを何ゆゑに補正予算に組まないのか。補正予算にどういうわけで本年の早期支払いに充てる分を組まないかということですか。ところが、それを組まないという支払い金額が確定しないからというところで、金融によつてこれを肩がわりしようとしておる。ところが、金融によつて肩がわりしていいという法的基礎はどこにもな

第一類第六号 大蔵委員会記録第三号 昭和二十九年十二月三日

五

五

五

五

いのです。政府の予算的措置の一方的な便宜的な処置によつてやられておる。そのために、わずかの期間でありまされども、少くとも七、八千万円の利子を再保険特別会計において支払わなければならぬのです。いかげん赤字を背負つてゐる上に、さらに利子の損失を背負わなければならぬ、こういうばらばらな予算の編成方針はありはせぬ。こういうのが私の質問の骨子です。そこをひとつお答えを願ひたい。

○正示政府委員 農業共済につきましては、井上先生は非常な權威であられまして、われ／＼から申し上げるまでもなく、よく御承知の通りであります。今回の補正にあたりましては、政府は御承知のように、全般的な健全財政の線に沿ひまして、この際補正をいさなければ何ともしようのないものだけを嚴重に選り出して出しておることは、申し上げるまでもございませぬ。そこで、農業共済につきましては、昭和二十八年年度の決算上明確な不足はこれを補填することにいたしましたのであります。お説の通り、二十九年年度におきましては、むしろある程度の損保保険金の支払いは予想せられ、これに對しまして、いづれ政府におきましても、これに對する負担をいたさなければならぬことは予想せられるのであります。しかし、おつしやられました通りに、これには、従来もやつておりますが、金融の道があるわけでありまして、またその損保の確定までは、これは、世上しば／＼指摘せられております通りに、よほど慎重な査定を經まして嚴格に支払額を決定しておることは申すまでもございませぬ。さうな用意

味から、いわゆる拙速主義と慎重な險討ということが、常に財政の上の相反する要請に相なるのでございませぬが、私どももいたしましては、二十九年における被害その他の状況から勘案いたしまして、この際、農家の方々には支拂いにおいて迷惑をかけることのないように、万全の資金の備えをいたしませうとともに、これを財政において負担する際におきましては、嚴重査定を加えまして、いわゆる厘毛もゆるがせにしないという要請にこたえて参りました。この両方の要請を勘案いたしまして、今回は、明確な二十八年年度の不足額を計上することにとどめた次第でございませぬ。

○井上委員 ただいまの御説明では私は納得できません。現実に、政府が保険金の支払いに必要と認めて、金融措置を別に講ずるといふこと自身が、予算化しなければならぬ必要が起つたから、私はかような質問をしてゐるのであつて、現実がなければそんなことを申し上げる必要はないのであります。そのことによつて七、八千万円の利子を余分に支払わなければならぬといふことになるのじやないかといふのが、私の質問の重点であります。しかも、何ゆゑ七、八千万円の高い利子を払わないで、政府資金を直接農業共済基金に繰入れぬのか。ただいま伺うと、このもまた中金の方の金繰りにおいて農業共済基金に流そうとしてゐるらしい。そうしますと、中金の分は二銭四厘なんです。政府資金になると去年は一銭七厘が一銭八厘で流しておりました。共済基金から県の連合会に流します場合は、一銭七厘で流しておりました。だから、できるだけ政府みずから

そういう金融措置の必要を考えて、政府資金を直接基金に流すことの方が、余分な利子を支払わないでいいことになるのですから、その点に對して、それだけの資金の余地が政府の資金の中にあるかどうかという問題がここについてございませぬが、それはどうですか。政府の資金にそういう余裕はありますか。のか、やはり農林中金の方に世話を願わなければならぬことになりませぬか、その点はどういうふうになつておりますか。

○正示政府委員 残りました金利の負担の問題につきましてはまことにごもつともな点もあるわけでありまして、私どももいたずらに金利の負担を増すようなことは、極力避けて参りたいといふふうに考えます。おつしやられまして通りに、一応従来のやり方等から考えますと、農林中金の資金の活用とすることが考えられるのでございませぬが、この農林中金の資金の活用にあたりまして、政府のいわゆる国庫余裕金の指定預金というふうな道もあるわけでありませぬ。結局これは資金のコストの問題になるわけでございますから、その辺もあわせて考えまして、できる限りコストの安い資金を活用できるように今後一層努力をいたしたい、かように考えております。

上る赤字をそのまま受継いでおりませぬ。そのためにこの基金がせつかくできたにかかわらず、基金的に十分な効果を發揮できない現状にある。たしか現在基金は二十一億か二十二億くらいになつておはせぬかと思ひますが、そのうちさきに申しました二十八億の赤字を背負ひ込んでおりますから、かりにそれをそのまま表しますと、實際は使う金はあまりないといふことになつてゐます。そういうことでは基金制度としての十分な価値を發揮できなくなりませぬから、どうですか、政府は十八億を一応再建整備に充ててこれをたな上げするといふ措置をお考えになつたこととありますが、そんなことは全然考へてないのですか、その点を一応伺ひたい。

○久米説明員 ただいま連合会の不足金の問題が出たわけでありませぬが、御指摘の通り、二十七年年度においてこの基金が充足いたしました当時、二十六年年度までの連合会の不足金として約二十八億の累積した不足金があつたのであります。従ひましてこの問題を放置して基金を運用したといふことは、決して、非常に無理がございませぬ。これは法案成立当時におきましていろいろ議論されたわけでございますが、結局二十八億の問題につきましては、たゞいまもたな上げといふお話が出たのでございませぬが、どういふふうにしてその不足金が出たかといふ要因を検討しようといふことがその前の閣議でも問題になつておりました。一応その検討にかつたわけでございます。しかしながらもちろん個々のこういうような問題が影響しておだらうといふ要因だけは、一応の分析ができるわけござ

いませぬが、それを数字的に表現することが非常に困難でございませぬので、要因分析から不足金をどうしようといふ問題の結論は非常ににくい状況であります。

従ひましてその後の運営といたしましては、一応二十八億の問題はそのまゝになつておりますので、基金の運用から申しますと、基金が不足金を貸し付けました場合に、先ほどもちよつと申し上げましたように、これは短期の貸付になつておりますので、連合会といたしましては、手持ちの保険料をいゝわば前払いして償還に充てるといふような形をしいられておるわけでございます。その点連合会の運営にも非常にまづい点が出て参りますので、農林省といたしましては、そういうような事情をい／＼考へまして、しかしながら不足金の決定的な処置といふことにつきましてはお検討すべきものがございますので、当面の措置といたしましては、過去の二十八億につきましては長期に貸していただくような方法ができればぬものだらうか。そういうことにはいたしません。基金としてはその後生じました短期の不足金について貸し付けて、連合会がそれを償還する場合に、運営を要則にしないともこのような措置ができるのではないかとこの見解のもとに、来年度予算に對してもお願いしてゐるような次第でございませぬ。

ただこの不足金の根本処理につきましては、い／＼要因がここに重つておりますので、單純な処置をいたしますと、今後の保険経理にもい／＼影響がございませぬので、慎重に考慮をい

たしたいと考えているわけでございます。

○井上委員 問題は赤字を背負い込んでいる共済基金が十分な活動がでないという現状であります。今お話をうに、財政当局との間でこの赤字についておる部分について何とかこれを整理する処置をすみやかに講じて、少くとも基金制度の能力を十分發揮できるようにすることを根本的に考えなければならぬのではないかと私は思います。

それといま一つは、農業共済の事業分量が最近非常に拡大されて来ております。しかるに基金は依然として二十七年度出発した現状のままで放任されております。そこでどうですか、大蔵当局としては農業基金の資金をわくをもう少し拡大する必要があるとお考えになりますか。少くとも農業基金としては四、五十億のわくを持つておらぬとほんとうの活動はできぬと私は見ておりますが、政府は一体どの程度の資金を持てば、各県連単位の保険金支払いについて農民に迷惑がけぬようにやうに行けるというお考えをお持ちでございますでしょうか。資金をわく拡大に対する政府の見解及び農業基金として活動するに所要の資金は、常識的に考えてどのくらいが今日の事業分量の中では妥当と考えるか。この点について伺いたい。

○正政府委員 回答いたします。私どもとしては、年々の農業被害いわゆる災害が非常に少く、この基金活動の余地がきわめて局限されるという事象が一番望ましいのであります。しかし今年なんかは戦後災害の少い二番目の年といわれておりますが、

先ほどからお話のような事態でございます。そこで今後のこの基金のあるべき姿という点でございますが、これはせつかく国会におかれましては小委員会を設け、農業共済の根本的再検討をはかられておるよう承知いたしております。先ほど農林省からお答えがございましたが、私どもとしては従来懸案の問題、並びにただいま御指摘のような点につきまして、今後十分検討を加えまして、本制度の合理化をはかつて参りたいと考えておるのであります。

どの程度の資金が適当であるかという御質問につきましては、今ただちに御答えを申し上げるわけには参らぬのであります。根本的には災害を未然に防止する方面の努力が最も肝要であろうかと存じます。しかしいかに努力いたしまして、最小限度のものは必要でございますから、その場合に本制度を最も効果的に運営して行くために、どの程度の資金を用意するかという点につきましては、今後あわせて検討を加えて参りたい。ただいまのところはただちに御答え申し上げることのできないのを遺憾といたします。

○井上委員 それからいま一つ大蔵当局にお願ひしておきたいことは、農業共済基金制度の拡充に伴う農業共済保険制度全般に関する問題でございますが、この制度は、非常に寡小にしてかつ原始的な農業生産にこそしんで生活しているのが農業の非常な脆弱性といえます。特に後進産業として都市と大規模産業にいつも隷属しているといふことから、しかも天候に支配されるという特殊な産業として、一種の社会保障の意味合いが多分に含まれてい

る。その面をわれ／＼は考慮いたしまして、農業の補償制度といえますが、そういう意味がこれに加わつておるのであつて、その点を財務当局においても十分考慮願ひませんか、ただこれを他の産業関係にとらみ合せてみたり、また他の産業における保険と対比したのでは話にならぬのであります。あくまでこれはわが国農業の特殊性というものの上立つて、しかもその上人口の半分をこへ包容しておるという実態から、農業災害補償というものについて国家保障をするのだということとを原則的に理解してもらひませんと、この保険の正常の運営は困難になつて参ります。それといま一つ、私は直接この保険を担当しております農林省に御注意と御検討を願ひなければならぬ。その制度に關して最近行政管理局といふ方が、あるいはまた会計検査院の方から各地方の農業共済の状況について査察検査が行われまして、私どもの方に参つております情報といふものが、報告によりましても、相当批難事項が現われて来ております。これはこの制度みずからが農業の社会保障を意味しておるといふ点を十分理解せずに、単にものさしであてはめた結果でないかと私どもは見ておりますが、同時にこの保険というものが非常にやつかない、やりにくい制度でありますために、末端においてはいろいろの磨擦を起しておるようでございます。特にこれらの事態を勘案しまして、農林当局では共済制度の改革について、各方面から有力な権威者を集めまして、協議会をつくられて、これの改革、改正に所要の検討を加えられて、大分審議も進んでおるようござ

います。問題はやはり保険の対象となります田畑の面積あるいは収穫高等によるか、あるいはまたこの保険の掛金率をどうするか、あるいはまた被害率をどう押えるかというやうな問題が非常にやつかしいでございまして、この対象になります反当取償で行くか、それとも取償額によつて押えて行くか、また保険の料率をそれに適合して段階を設けるかというやうな問題が横たわつておるようでありまして、なかなか公正な問題として全国画一な基準を出すという事は、非常に骨が折れる仕事にやないかとわれ／＼も見ております。その問題が正確かつ公正に結論を得ますならば、あとはもう保険金の支払いについてできるだけ公正かつ敏速に行う措置をどうとるかというところでないかと私どもも見ております。ところが現在の実情は私ども各村々を見てまわりました感じがしますのは、どこかの農家はほとんどこの制度についてありがたさを考えていない。またそれほど大きな批判もないようでありまして、国から年額少くとも二百億以上の国家負担を出しておる国というものはどうも他の国においてはそう多くない。私は見ておる。それほど大きな国家負担をしておりながら、農民からさほど喜ばれていないという事は、一体どこに原因があるかという点を私はもう少し検討してみようと思ひます。これは一つは政府の損害査定が非常に手間取り、かつ保険金の支払いに非常に時間がかかり、かつもらいます場合に、それが正確にして、どういう損害補償だという点について、農民はほんとうに国家保障の面についてありがたさを感じていないというところ

にありはせぬかと思つております。それから、それらの所要の点について専門的な、有力な権威の方々が多数お集まりで、この制度についての検討をやられておりますから、一日もすみやかに本制度がほんとうの農業災害補償を意味するに十分な制度として、これが生きて使われまうように、私どもも願ひしておきたいと思ひます。

そこで農林省の経済局長が見えまして、この新制度についての協議会の結論はいつごろまでに出し、それによりまして所要の改正案は次の通常国会に出すつもりでございまして、なかなかそこまですべてが進展しないのか、またかりに審議が長引くとして、大体協議会なり審議会でも今までも意見がまとまりました分だけは法制化をして、順次改正案を出して行くという手もありまして、どういうやうにお考えになつておられますか。それらの経過及び今後の取扱ひについて農林当局の所見を伺いたい。

○小倉政府委員 ただいまいろいろ詳しく災害補償制度につきまして御見解を承つたのであります。最後に今後制度の改革、改正について私どもとしてどういう段取りで考えているかというお尋ねがございましたが、大體御推察の通り制度全体の仕組みを根本的にかえるという事は、一挙にやることはなかなか／＼むずかしいのでございまして、ただいまお話を制度の改正に關する協議会におきまして、一応の結論をいたしましては近日中につくのではないかと今ふうに考えております。もつともこれは主として現在やつております米麦等の農作物に關する災害についての根本的な改正の点でございま

すが、なおこの制度といたしましては再保険の制度、あるいは任意共済の問題あるいは米麦以外の作物をどう取扱うかといったようないろ／＼の問題がございますけれども、そういう問題はまだ協議会といたしまして結論に達しておりませんけれども、稲作を主とする作物につきましては、引受けにつきましても、あるいは料率のきめ方、あるいは共済金額の決定、あるいは損害補償の問題等につきましては、近日中に一応の結論が出はしないか、かように考えております。この結論に基きましてでき得ますものは、お話のように、今度の通常国会となりますが、最近の国会に所要の法案の一部改正をお願いいたしまして実施をいたすつもりでございます。それは主として料率問題、あるいは共済金額の問題について処置をいたしたい、かように今のところは考えておりますが、なお共済組合の立て方の問題等につきましては、なお若干検討を要する点があるのではないかと、かように存じております。その他の点につきましてはなお協議会でどういふ結論が出るか予期しがたいのでございますが、結論が出次第出す、かような段取りでおるのであります。

○内藤委員長代理 午前中の会議はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕